

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業として社会的責任(CSR)を果たし、株主やお客さま、お取引先、従業員など様々なステークホルダーから信頼され、評価されることが、事業競争力並びに企業価値の向上に不可欠であると認識しております。
このような認識のもと、当社は経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実とともに経営の健全性・透明性の確保に努め、的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督、監視、牽制機能を充実するための内部統制システムの整備・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和ハウス工業株式会社	21,428,616	63.19
藤岡 義久	436,400	1.28
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 立花証券株式会社)	404,400	1.19
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	350,000	1.03
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	346,480	1.02
山路 孟	267,200	0.78
株式会社SBI証券	263,600	0.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	236,870	0.69
株式会社長府製作所	185,000	0.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	171,200	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

大和ハウス工業株式会社 (上場: 東京) (コード) 1925

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社及びそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡田 賢二	他の会社の出身者											
坂東 規子	弁護士											
吉田 高志	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 賢二		○	——	伊藤忠商事株式会社において長年にわたって建設・不動産部門の責任者として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ確かな助言をいただけると判断し、選任しております。 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
				弁護士として法的な専門知識と経験を有し、法律の見地から重要事項について有効かつ的確な助言をいただけると判断し、選任しております

坂東 規子	○	○	——	す。 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
吉田 高志	○	○	——	公認会計士として会計の専門的知識を有し、客観的立場から当社の経営についての助言をいただけると判断し、選任しております。 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受けるとともに情報交換を行うなど、会計上や業務上の課題等に関して、連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役3名全員を独立役員に指定しております。
また、社外取締役を選任するための独立性については、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本方針としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、経営者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、将来の企業価値向上を図ることを目的として、業績連動型報酬制度を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

前事業年度における当社の取締役および監査役に対する報酬は下記のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員を除く。）に支払った報酬 112百万円（社外取締役を除く。）
- ・取締役（監査等委員）に支払った報酬 9百万円（社外取締役を除く。）
- ・監査役に支払った報酬 3百万円（社外監査役を除く。）
- ・社外取締役及び社外監査役に支払った報酬 18百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、取締役の役位、当期の業績及び業績に対する各人の貢献度などを勘案して、株主総会にて決議された総額の範囲内にて決定いたしております。

なお、平成27年6月23日開催の第46期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役除く。）の報酬限度額は年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

経営企画部に、社外取締役の職務を補助する使用人（兼務）を配置し、事前に取締役会議案等の関係資料を提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

1. 業務執行及び監査・監督の状況

<会社の機関の基本説明>

[取締役会]

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役除く。）7名（うち、社外取締役1名）と監査等委員3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、経営の基本方針及び法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに取締役の職務の執行を監督する機関として、原則月1回開催しております。

[常務会]

常務会は、社長執行役員1名、常務執行役員3名で構成されており、経営及び事業における一定以上のリスクを伴う重要事項について協議・決定する機関として、原則週1回開催しております。

[監査等委員会]

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と、非常勤の監査等委員である社外取締役2名で構成されており、社外取締役2名は、弁護士及び公認会計士を選任しております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の定例監査等委員会並びに必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等に関する重要事項につき協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図り、適宜弁護士からアドバイスを受けております。

また、各関係会社の監査役との間で、グループ監査情報連絡会において、連携強化に努めております。

[経営会議等]

取締役会における経営に関する重要事項の決定等を受け、業務執行に係る重要事項につきましては、多面的な検討を行うとともに迅速かつ的確な経営判断を事業活動に反映するために、執行役員により構成される経営会議において検討・審議を行うこととしており、原則週1回開催しております。

また、常勤取締役、執行役員及び経営企画部を構成員とする経営戦略会議において、事業環境の予測、マクロ市場動向の意見交換、エリア別の市場変化、各事業の戦略等を確認・共有するとともに、今後の事業計画、資金計画、人員計画の方針等について議論・検討しており、原則6ヶ月に1回開催しております。

さらに、当社の主力事業である不動産販売事業においては、担当役員等により構成される各本部会において、事業用地の仕入れ、建築プラン、及び販売戦略等に関する詳細な検討・審議をプロジェクト毎に行うこととしており、原則週1回開催しております。

<社外取締役の機能および役割>

当社の社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、社外取締役である監査等委員は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与するものと考えております。

<責任限定契約の内容>

当社と各社外取締役および常勤監査等委員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

2. 会計監査の状況

当社は、会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結しており、四半期レビュー・期末監査だけではなく、必要に応じて適宜適切に監査が実施されております。尚、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はございません。

前事業年度における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

〔業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数〕

指定社員 業務執行社員 岡本 健一郎 一年

指定社員 業務執行社員 高見 勝文 一年

(注) 継続監査年数が7年以内の社員については、年数の記載を省略しております。

〔監査業務に係る補助者の構成〕

公認会計士5名・その他5名

〔監査報酬の内容〕

監査証明業務に基づく報酬 35百万円

〔監査報酬の決定方針〕

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数等を勘案したうえで、常務会が監査等委員会の同意を得て決定する方針であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しており、これは監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役含む。)により、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の更なる拡充を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すものであります。

取締役(監査等委員である取締役除く。)7名のうち社外取締役が1名、監査等委員3名のうち社外取締役が2名で構成されており、社外役員における、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能が十分期待できる体制となっております。またグループ各社との間でグループ監査情報連絡会を設置しており、グループ経営の監視機能につきましても十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。 招集通知を法定期日(株主総会開催日2週間以上前)より前に発送するとともに、本年より発送日に先立ち、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」に早期開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第47期定時株主総会は、集中日から約1週間前の6月23日を開催日としました。
その他	当社グループの業績内容や対処すべき課題等について、画像等を交えてご説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ(http://cigr.co.jp/irinfo/disclosure/)上において、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期末にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、社長自身が決算内容や事業の概況並びに今後の中期的な事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://cigr.co.jp/irinfo/)上において、IR資料として、決算短信・決算説明会資料、報告書並びにリリース資料を掲載し、タイムリーな情報開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR管轄部署は経営企画部が担当し、IR担当者を配置するとともに関連各部署と連携し、グループの重要な情報を把握するとともに、正確、迅速、公平に情報開示する体制の構築に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループとしての「コスモスイニシアグループ行動憲章」を制定し、各ステークホルダーに対する行動指針を定めており、遵守、徹底に努めております。また金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の体制整備を含め、グループ全体における内部統制システムの構築、維持、強化を目的に内部統制室を設置し、経営の健全性、透明性、効率性の向上という観点から、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、当社グループとしてのCSVビジョンを定め、事業活動を通じて社会課題の解決に寄与する活動に取り組んでおります。実施してきた各施策のレビューを踏まえ、サステナビリティを巡る課題に対し積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムについての決定内容＞

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。

(2) 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。

(3) コンプライアンスBOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。

(4) 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 投資予算管理、投資ルール管理、不動産の事業化リスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を設置し、事業部門から独立してリスクの管理を行う。

(2) 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。

(3) 反社会的勢力には、企業として毅然とした態度で立ち向かう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。

(2) 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。

(3) 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

・関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。

・コンプライアンスBOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループの役職員が適切に情報提供を行う手段を設ける。

・当社グループにおけるコンプライアンス体制について、内部監査を実施する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体でリスクの把握、管理に努める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画等を定め、達成すべき目標を明確にする。

・関係会社管理規程に基づき、子会社等の経営管理を行う。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

業務の執行状況及び重要な事項について報告を求めると共に、内部監査等によるモニタリングを行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人として監査等委員会スタッフを選任する。

7. 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。

・法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査等委員会へ提出する。

(2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとする。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査に必要な費用を予め予算として計上する。

・社内規程において、監査費用の前払い又は償還の手続、その他の費用の処理に関する手続を定める。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と内部監査部門とは緊密な連携を保ち、相互の情報交換を実施する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取組

- ・法令・ルールを遵守することはもとより、公正さや高い倫理観を持ち、常にCSR(企業の社会的責任)を意識した行動をするため、コスモスイニシアグループ行動憲章を定め、全役職員に対する周知を継続しております。
- ・法令違反、不正行為の未然防止及び早期発見を目的として、コンプライアンス相談窓口(社内及び社外第三者)を設置し、運用すると共に、従業員に対する周知を継続しております。
- ・全従業員を対象とするコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の徹底及びコンプライアンス意識の啓蒙を図っております。

2. リスク管理に対する取組

- ・リスク管理規程を定め、リスクに関する措置、事故発生時の対応、事件処理後の報告体制などについて、従業員へ周知しております。
- ・当社代表取締役を委員長とし、各事業部、子会社の責任者を委員として構成する「グループリスク管理委員会」を開催し、各事業部、子会社におけるリスクの抽出、評価、対応策の検討を実施しております。(当事業年度では12回開催)

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組

- ・当社は、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監督機能をより一層強化することでコーポレートガバナンス体制の更なる拡充を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すため、平成27年6月23日、監査等委員会設置会社に移行しました。
- ・取締役会は、業務執行取締役4名、社外取締役1名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)を含む10名で構成されております。取締役会は当事業年度に13回(別途書面決議2回)開催し、各議案の審議、経営方針及び経営戦略にかかる重要事項の決定、並びに業務執行の状況を監督いたしました。
- ・中期経営計画を策定し、同計画に基づき各事業部門の方針及び業績目標を明確にし、社内でも共有すると共に、その進捗状況について定期的に取締役会に報告し、必要に応じて対策検討ができるようにしております。

4. 当社グループの業務の適正を確保することに対する取組

- ・当社グループの子会社の経営管理につきましては、主管部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括すると共に、関係会社管理規程に従い子会社から当社の主管部門に事前に承認申請又は報告を行っております。
- ・内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

5. 監査等委員の職務の執行について

- ・監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名により構成されています。当事業年度では監査等委員会は10回開催し、監査に関する重要な事項に関して協議、決議を行っております。
- ・常勤の監査等委員は、常務会、経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けると共に、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的に連携を取り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ・会計監査人からの四半期ごとの監査結果の報告を受けるとともに、適宜意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているか、検証しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)「取引先管理規程」等の社内規程を定め、反社会的勢力排除に関する基本的な考え方及び具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしております。

(2)平素から警察、全国暴力追放運動推進センター(財団法人全国防犯協会連合会)、弁護士等の外部専門機関等と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社の基本理念、経営方針を実現するために策定された「コスモスイニシアグループ行動憲章」において、すべての株主・投資家等に対して経営内容・事業活動状況等の企業情報を関係法令に従い、適時・適切に情報開示を行うことを規定し、これを遵守することにより当社の経営状況および企業活動についてご理解を頂けるよう努めております。

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

当社では、当社及び子会社において内部情報が発生した場合には、各部門長及び子会社の責任者が情報取扱責任者である執行役員 経営管理本部 副本部長に速やかに報告することとしております。

情報取扱責任者は、情報管理に努める一方、代表取締役社長へ報告を行い、総務人事部、経理財務部及び経営企画部において、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」および関係法令に基づき、適時開示の必要性について協議・検討を行い、開示の判定を行っております。

開示判定後、開示の必要性がある決定事実および決算に関する情報については常務会の決議後に、また、開示の必要性がある発生事実に関する情報については速やかに開示手続きを行っております。



